富士見市都市計画図

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域に変更なし

告示年月日及び告示番号

富士見都市計画区域（富士見市、大井町、三芳町）	（決定）昭和41年12月28日 建設省告示第4275号 （変更）昭和50年4月1日 埼玉県告示第496号 （変更）平成10年12月25日 埼玉県告示第1675号 （国土地理院発表の行政区域面積に変更）
（富士見市、ふじみ野市、三芳町）	（変更）平成19年2月21日 埼玉県告示第120号 （富士見都市計画区域及び上福岡都市計画区域の統合）
区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）	（決定）昭和45年8月25日 埼玉県告示第986号 （変更）昭和50年4月1日 埼玉県告示第496号 （志木市との境界変更） （変更）昭和54年3月30日 埼玉県告示第543号 （既可、上沢の一部を市街化区域に編入） （変更）昭和59年12月26日 埼玉県告示第1850号 （水子、諏訪地区が暫定逆編引き） （変更）昭和61年1月10日 埼玉県告示第20号 （勝瀬の一部を市街化区域に編入） （変更）平成3年12月26日 埼玉県告示第1760号 （勝瀬の一部を市街化区域に編入） （変更）平成6年3月15日 埼玉県告示第348号 （勢揃、関窪又は足全の方針の変更） （変更）平成10年12月25日 埼玉県告示第1675号 （勢揃、関窪又は足全の方針の変更） （変更）平成16年4月27日 埼玉県告示第930号 （区域区分の計画書の変更） （変更）平成19年2月21日 埼玉県告示第132号 （都市計画区域の変更に伴う区域区分の計画の変更） （変更）平成22年11月19日 埼玉県告示第1474号 （計画区域の拡大に、決定 その他区域に編入） （変更）平成28年4月30日 埼玉県告示第1158号 （区域区分の計画の変更）
用途地域	（決定）昭和45年12月28日 埼玉県告示第1598号 （決定）昭和48年1月16日 埼玉県告示第75号 （変更）昭和50年4月1日 埼玉県告示第496号 （志木市との境界変更） （変更）昭和54年3月30日 埼玉県告示第544号 （みずほ台、既可、上沢の一部変更） （変更）昭和59年12月26日 埼玉県告示第1851号 （水子、新々谷の一部変更） （変更）昭和61年1月10日 埼玉県告示第21号 （勝瀬の一部追加） （変更）平成2年7月17日 埼玉県告示第868号 （勝瀬の一部変更） （変更）平成3年12月26日 埼玉県告示第1761号 （勝瀬の一部追加） （決定）平成7年12月22日 埼玉県告示第1734号 （新用途地域の決定） （変更）平成15年1月7日 埼玉県告示第17号 （建築条件の見直による新々谷の各目前決定） （変更）平成15年11月21日 埼玉県告示第2273号 （勝瀬の一部変更） （変更）平成18年12月1日 埼玉県告示第2015号 （勝瀬東の一部変更） （変更）平成19年2月2日 埼玉県告示第153号 （都市計画区域の変更に伴う用途地域の変更）

地区計画	（決定 昭和59年12月26日 富士見市告示第121号 （針ヶ谷地区） （変更 平成2年7月17日 富士見市告示第78号 （勝瀬原地区追加） （変更 平成7年12月22日 富士見市告示第168号 （鶴瀬駅西口地区追加、針ヶ谷地区及び勝瀬原地区変更） （変更 平成15年3月15日 富士見市告示第116号 （勝瀬原地区変更） （変更 平成15年11月21日 富士見市告示第288号 （勝瀬原地区変更） （変更 平成18年12月1日 富士見市告示第280号 （鶴瀬駅東口地区追加） （変更 平成20年11月21日 富士見市告示第283号 （つるせ台地区追加） （変更 平成22年11月19日 富士見市告示第354号 （水子地区、諏訪地区追加） （変更 平成27年3月31日 富士見市告示第44号 （水子地区変更）
防火地域	（決定 昭和54年3月30日 富士見市告示第328号 （みずほ台駅実西の商業地域） （変更 平成2年7月17日 富士見市告示第79号 （みじみ野駅実西の商業地域追加） （変更 平成7年12月22日 富士見市告示第167号 （鶴瀬駅西口の商業地域追加） （変更 平成18年12月1日 富士見市告示第279号 （鶴瀬駅東口の商業地域の一部追加）
準防火地域	（決定 平成2年7月17日 富士見市告示第79号 （みじみ野駅実西の近隣商業地域） （変更 平成7年12月22日 富士見市告示第167号 （鶴瀬駅西口の近隣商業地域の一部追加） （変更 平成20年11月21日 富士見市告示第284号 （つるせ台地区の近隣商業地域、第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域の各一部を追加） （変更 平成22年11月19日 富士見市告示第355号 （文化ガの森一種住居地域及び第一種低層住居専用地域の各一部を追加・廃除、二丁目の第一種低層住居専用地域の一部を追加）

■高さに関する制限

制限項目 / 用途地域	斜線制限	北側斜線	絶対高さ	高さの制限
第1種低層住居専用地域	1.25 / 1	—	10m又は12m	10m
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1.25 / 1	20m / 1.25 / 1	15m	—
第1種住居地域 第2種住居地域	1.5 / 1	—	—	—
準工業地域 近隣商業地域 商業地域	2.5 / 1	31m / 2.5 / 1	—	—
用途地域の指定のない区域	1.5 / 1	31m / 2.5 / 1	—	—

※斜線制限は、日影規制の適用を受けるため、この制限の適用はありません。

■日影による中高層の建築物の制限

対象区域	対象建築物	規制される日影時間		測定水平面	規制される建築物
		規制される制限（敷地境界線から5m超）	10m以内の範囲（10mを超える範囲）		
第1種低層住居専用地域	軒高7m超または地上3階以上の建築物	3時間以上	2時間以上	1.5m	軒高が7mをこえるか、または地上3階以上の建築物
第1種中高層住居専用地域	高さが10mをこえる建築物	3時間以上	2時間以上	4m	
第2種中高層住居専用地域		4時間以上	2.5時間以上		
第1種住居地域 第2種住居地域	高さが10mをこえる建築物	4時間以上	2.5時間以上	4m	高さが10mをこえる建築物
準住居地域		5時間以上	3時間以上	4m	高さが10mをこえる建築物

凡例

区域区分		用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)
区域区分		都市計画区域		
		市街化区域		
地域・地区		第1種低層住居専用地域	50・40	80・100
		第1種中高層住居専用地域	60	150・200
		第2種中高層住居専用地域	60	200
		第1種住居地域	60	200
		第2種住居地域	60	200
		近隣商業地域	80	200
		商業地域	80	400
		準工業地域	60	200
		防火地域		
		準防火地域		
		生産緑地地区		
都市施設		都市計画道路		
		都市公園		
		荒川右岸流域下水道幹線		
		ふじみ処理場		
		次ポンプ場		
		土地区画整理区域		
		土地区画整理完了区域		
		地区計画区域		

容積率 / 建ぺい率 / 建物の高さ

■市街化調整区域（白地地区）における建築形態規制値

地区区分線

建ぺい率(%)	容積率(%)
60	20C / 0.4
1.25	12m未満の道路幅員による容積率算定係数 / 1.25

道路斜線制限に係る勾配数値 / 隣地斜線制限に係る勾配数値

1:10,000

本図は、平成28年2月測図1:2,500富士見市全図を縮小編集したものである。

朝霞市 / 富士見市

（この地図は、さいたま市長（承認番号 都都計都計第１７５１号）、川口市長（承認番号 川都計収第１００号）、ふじみ野市長（承認番号 ふ都第３２５号）、志木市長（承認番号 志都第１０５号）、三芳町長（承認番号 三芳都収第２４９号）、朝霞市長（承認番号 平成２８年３月号）の承認を得て、同市・町発行の地図を使用して調製したものである。）

平成三十年三月作成
朝日航洋株式会社調製